

—埼玉県最低賃金の改正のお知らせ—

令和4年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額987円（引上げ額31円）となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり987円以上かどうか必ず確認しましょう。（※一部の産業には、特定（産業別）最低賃金も適用されます。）

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室（電話 048-600-6205）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。